

7. 主な盗難・偽造キャッシュカード不正取引対応状況

取り組み内容	実施・予定時期
A T Mによる暗証番号変更サービス	平成 15 年 8 月実施済
のぞき見防止フィルターの全台への画面装着	平成 16 年 7 月装着完了
A T Mの一日あたりの支払限度額を任意に変更 (窓口) 設定範囲は 1 万円以上 199 万円以内 (1 万円単位)	平成 17 年 3 月実施済
A T Mで出金時の総合口座預金の貸越停止 (窓口)	
A T Mの一日あたりの支払限度額を一律 200 万円に変更 (「現金出金」と「振込支払」合算で 200 万円)	平成 17 年 6 月実施済
A T Mの一日あたりの支払限度額を任意に変更 (自動機)	
A T Mで出金時の総合口座預金の貸越停止 (自動機)	
A T M画面に犯罪防止の注意喚起表示	
レシートの口座番号の一部非表示	平成 17 年 10 月実施済
類推されやすい暗証番号の登録・変更を不可 (窓口・自動機)	
キャッシュカード盗難・偽造保険の導入	平成 17 年 11 月実施済
A T Mでの異常取引検知サービスの取扱開始	平成 17 年 12 月(今回)

以 上